

登米市集落支援員設置 業務委託要領



令和 7 年 4 月

登米市まちづくり推進部市民協働課

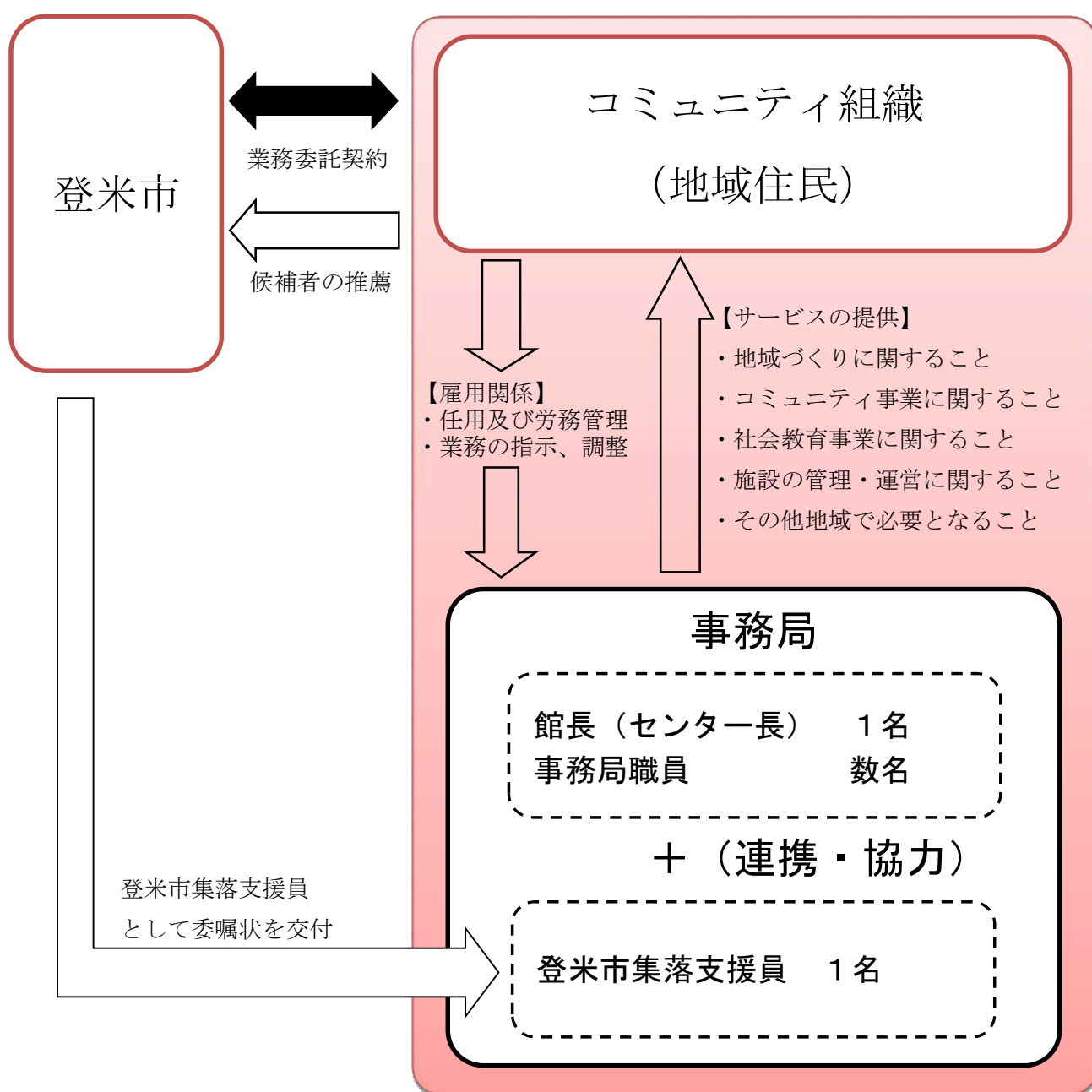
《 目 次 》

1	登米市集落支援員の設置目的	1
2	登米市集落支援員の設置イメージ	1
3	登米市集落支援員設置業務	2
	（1）業務委託の内容	
	（2）支援員の業務内容	
	（3）委託料等	
4	事務取扱	4
	（1）任用から事業の開始まで	
	（2）事業の完了から精算まで	
	（3）月次業務報告書等	
	（4）業務の変更又は中止	
	（5）整備が必要な書類帳簿等	
	（6）留意事項	
5	参考資料	6
	（1）関係例規	
	・登米市集落支援員設置要綱	
	（2）様式集	
	（3）記載例	
	（4）質疑応答集	
6	質疑応答集	33

1 登米市集落支援員の設置目的

登米市集落支援員（以下「支援員」という。）は、総務省の集落支援員制度を活用し、地域づくりを主体的に担うコミュニティ組織の基盤強化と地域の特性を生かした魅力ある地域づくりの推進を図るため、コミュニティ組織毎にコミュニティ組織の職員として活動します。

2 登米市集落支援員の設置イメージ



3 登米市集落支援員設置業務

(1) 業務委託の内容

①支援員候補者の選考業務

コミュニティ組織が支援員となる候補者を募集し、書類審査や面接等により選考します。

■支援員の人数及び勤務形態

1名とし勤務形態は常勤とします。

■期 間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

なお、委嘱期間は、委嘱された日から翌年の3月31日までとなりますが、任期中に何らかの理由によりコミュニティ組織の職員を退職することになった場合には、支援員としての委嘱期間も終了となります。

■要 件

地域づくり活動に意欲を持って取り組むと認められる方を基本とします。

②支援員の任用及び労務管理業務

支援員となる方は、コミュニティ組織の職員として任用します。

また、受託者となるコミュニティ組織では、給与等を支払うなど労務管理を行うものとし、活動に必要な環境を整備するとともに、活動に必要な経費の支払いを行います。

③支援員の活動の指示及び調整業務

受託者は、必要に応じて支援員に指示し、支援員の活動が円滑に行えるよう、関係する各機関や住民等との調整等を行うこととします。

④支援員の活動状況・成果等の報告及び情報発信業務

受託者は、支援員が行う活動状況や活動成果等を、必要に応じて市や関係機関等に報告するとともに、地域住民等に情報発信を行います。

(2) 支援員の業務内容

①集落点検の実施又は集落点検に類似する業務に関すること。

例) 地域課題の掘り起し、地域資源の調査、住民の人口データの把握など

②地域の維持・活性化についての話し合いに関すること。

例) 会議の開催や話し合いを円滑に進めるための検討など

③地域課題を解決するための具体的な方策の検討及び実施に関すること。

例) 会議や活動において、参加しやすく話しやすい雰囲気づくりの工夫など

④地域と行政や関係機関との連絡調整に関すること。

例) 地域環境などの状況を把握し、関係機関への情報提供など

⑤上記に掲げるもののほか、地域づくり活動の支援に関すること。

例) 地域づくり事業の実施、公民館事業の補助及び各種研修会への参加など

(3) 委託料等

①委託料上限額

委託料は、前年度に提出された「登米市集落支援員設置業務委託料計画書」の計画額以内とし、必要となる経費は、適正な金額を積算するものとします。

なお、委託料は四半期毎の前払いとし、業務完了後に委託料の額を確定し、前払いにより交付した委託料に残額が生じたときは、精算を行うものとします。

②委託料に含められるもの

委託料については、年間を通じて支援員を配置し、活動していただくことが最優先となります。よって、人件費を基本としますが、活動に必要な車両及びパソコンの借上料を委託料に含めることができます。

ただし、車両借上料については、令和2年度以前の車両リース契約（令和3年3月31日までに契約したもの）についてのみ委託料に含めることとし、その金額については、原則、前年度に提出した上記計画書の金額とします。

なお、委託料には、消費税の申告納税額として必要となる、租税公課費も含まれます。また、上記以外の経費及び契約期間外に発生した経費については、対象外経費となり支出できません。

委託料

給与等

借上料

租税
公課費

【人件費について】

(1) 給料月額、公民館等の指定管理料の人件費の積算に準じて計算します。

高校卒業者の場合、月額154,600円を基本額として前職加算分を含め算出し、賞与は、給料月額の3か月分が上限となります。

ただし、支援員が60歳以上の場合については、前職加算分や昇給の適用はなく、給料月額は、154,600円となります。

(2) 時間外手当は、1月当たりの給料月額の5%の12か月分を上限とします。

(3) 通勤手当は、コミュニティ組織の就業規則に基づいて積算します。

(4) 社会保険料等は、前年度実績等を基に積算します。

【消費税について】

集落支援員設置業務委託契約に係る委託料は、消費税の課税対象となります。

原則法又は簡便法により指定管理料と合わせ申告し納付することとなります。

③契約の形態

市とコミュニティ組織との業務委託契約となります。

④委託料の管理

受託者は、委託料について他の経費と混同することのないよう適正に管理することが必要となります。

4 事務取扱

(1) 任用から事業の開始まで

〈受託者〉	①支援員の継続について、本人の意向を確認します。 ②継続を承諾する場合は、就任承諾書の提出が必要となります。 継続を辞退された場合には、3月31日付で任期終了となりますので、後任の候補者を公募により選考することとなります。
〈受託者〉	③就任承諾書、業務委託実施計画書等の提出 ・実施計画書等（様式第1号、別紙1、2） ・推薦報告書（様式第2号） ・就任承諾書（様式第3号） ※新規の場合は、履歴書の添付が必要
〈登米市〉	④内容の確認、契約書の送付
〈受託者〉	⑤契約書を確認し押印のうえ返送、請求書の発行
〈登米市・受託者〉	⑥契約の締結（3月31日付）
〈登米市〉	⑦支援員に委嘱状を交付 ※4月1日 支援員の活動開始
〈登米市〉	⑧委託料の支払い（年4回「4・7・10・1月」）
〈受託者〉	⑨月次業務報告書（様式第4号）の提出（翌月の15日まで）

(2) 事業の完了から精算まで

〈受託者〉	①事業の完了報告 ・完了報告書（様式第6号） ・実施結果報告書（様式第7号） ・収支精算書等（別紙3、4、5） ※消費税納付額を忘れずに計上
〈登米市〉	②完了検査及び確定通知書の送付 ・確定通知書（様式第8号）
〈受託者〉	③確定通知書による委託料の精算 ※残額が生じ委託料の戻し入れを行う場合は、市が発行する納入通知書により行います。

(3) 月次業務報告書等

受託者は、毎月の業務が完了したときは、月次業務報告書（様式第4号）を作成し、翌月15日までに市長に提出するものとします。

また、支援員の活動内容等についてコミュニティだより等を活用し、広く情報発信するよう努めるものとします。

(4) 業務の変更又は中止

受託者は、支援員が都合により退職し、新たに支援員を選考して業務委託を継続する場合には、業務委託変更計画書（様式第1号）に、その旨を記載して提出することとなります。

その後、選考により候補者が決定した場合には、推薦報告書（様式第2号）と就任承諾書（様式第3号）を提出することとなります。

また、支援員が都合により退職し、新たな支援員を選考せず、業務委託を中止する場合には、業務委託中止届出書（様式第5号）を提出することになります。その際、契約を中止するまでの内容を記載した完了報告書（様式第6号）と業務委託実施結果報告書（様式第7号）を提出することとなります。

(5) 整備が必要な書類等

- ①受託者は、業務に関する帳簿・証拠書類（領収書等）を業務終了後の5年間保存することが必要となります。
- ②業務委託実施結果報告書（様式第7号）の提出の際は、追加の参考資料として活動状況がわかる書類（コミュニティだよりや写真データ）等も併せて提出していただくこととなります。
- ③本業務を実施した結果生ずる成果品等の所有権は、受託者・市双方に帰属します。

(6) 留意事項

①受託者の義務

受託者は、業務を遂行するにあたっては、業務目的を十分に理解したうえで適正な人材を選考・任用し、正確丁寧に行うものとします。

②再委託の禁止

受託者は、受託業務を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。

③法令等の遵守

業務の実施にあたっては、関連法令等、委託契約書及びこの業務委託要領を遵守するとともに、市と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとします。

④実施状況の確認

市は、必要に応じて業務の実施状況について受託者に対し聞き取りや関係書類の提出を求めるとともに、円滑かつ効果的な業務遂行に必要があると認めた場合は、改善措置を講じる等の指導を行うものとします。

⑤責任の帰属

業務の実施にあたり、不測の事態が生じた場合は、市に責任がある場合を除き、受託者の責任においてこれを解決するものとします。また、その際は、速やかに市に連絡するものとします。

⑥その他

この業務委託要領及び委託契約内容に定めがない事項があった場合、受託者と市がその都度協議し決定するものとします。

5 参考資料

(1) 関係例規

登米市集落支援員設置要綱

(設置)

第1条 人口減少及び高齢化の著しい社会情勢において、市民と行政の協働のもとに、地域の実情及び時代の変化に対応した地域の維持・活性化を図ることを目的として、過疎地域等における集落対策の推進要綱の策定について（平成25年3月29日付け総行応第57号、総行人第8号及び総行過第11号）に基づき、登米市集落支援員（以下「支援員」という。）を設置する。

(支援員の要件)

第2条 支援員は、心身が健康で、かつ、地域づくり活動に意欲をもって取り組むと認められる者とする。

(地域づくり活動の内容)

第3条 支援員が行う地域づくり活動は、次のとおりとする。

- (1) 集落点検の実施に関すること。
- (2) 地域の維持・活性化についての話し合いに関すること。
- (3) 地域課題を解決するための具体的な方策の検討及び実施に関すること。
- (4) 地域と行政又は関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動の支援に関すること。

(業務の委託)

第4条 市は、別表に掲げるコミュニティ組織団体（以下「団体」という。）に、次に掲げる業務を委託するものとする。

- (1) 支援員候補者の選考業務
- (2) 支援員の任用及び労務管理業務
- (3) 支援員の活動の指示及び調整業務
- (4) 支援員の活動状況及びその成果等の報告及び情報発信業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(委嘱)

第5条 団体は、支援員の候補者を選考したときは、遅滞なく市長に推薦するものとし、市長は、当該推薦のあった者を支援員として委嘱するものとする。

(任期)

第6条 支援員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

(解任)

第7条 市長は、支援員としてふさわしくないと判断した場合は、解任することができる。

(報酬等)

第8条 支援員の報酬等は、任用した団体が支給する。

(秘密の保持)

第9条 支援員は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援員の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

迫	佐沼地区コミュニティ推進協議会
	森地区コミュニティ推進協議会
	北方地区コミュニティ推進協議会
	新田地区コミュニティ推進協議会
登米	とよまコミュニティ運営協議会
東和	錦織地域振興会
	米谷地域づくり推進協議会
	米川地域振興会
中田	石森コミュニティ運営協議会
	宝江コミュニティ運営協議会
	上沼コミュニティ運営協議会
	浅水コミュニティ運営協議会
豊里	豊里コミュニティ推進協議会
米山	西野コミュニティ運営協議会
	吉田コミュニティ運営協議会
	中津山コミュニティ運営協議会
石越	石越コミュニティ運営協議会
南方	中央地区コミュニティ推進協議会
	西郷地区コミュニティ推進協議会
	東郷地区コミュニティ推進協議会
津山	津山地域振興会

(2) 様式集

様式第 1 号

年 月 日

(あて先) 登米市長

住 所

団体名

代表者氏名

⑨

年度登米市集落支援員設置業務委託実施（変更）計画書

登米市集落支援員設置業務委託を実施（変更）したいので、登米市集落支援員設置業務委託要領に基づき提出します。

※添付書類

登米市集落支援員設置業務委託実施（変更）計画書（別紙 1）

委託費収支計画（変更）書（別紙 2）

(別紙1)

実施年度

年度

登米市集落支援員設置業務委託実施（変更）計画書

1 団体名等

団 体 名	
代 表 者	
住 所	
電話番号	

当該団体の組織規約（代表者、目的、構成など）を添付すること。

2 実施基本方針

3 実施体制

4 活動地域及び活動内容

活動地域	
活動期間	
主な活動内容等	

5 集落支援員の活動状況や成果等の情報発信方法

(別紙2)

委託費収支計画（変更）書

団体名 _____

1 収入の部 (単位：円)

区 分	計画額	備考
委託費		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

区 分	計画額	備考
活動に要する経費 (1) 給与 給料 賞与 通勤手当 時間外手当 社会保険料等 (健康診断料：事業所負担分含み) (2) 借上料 車両リース P C リース (3) 租税公課 (消費税相当)		
合 計		

年 月 日

(あて先) 登米市長

所在地
団体名
代表者氏名

⑨

推 薦 報 告 書

登米市集落支援員設置業務委託要領に基づき、下記のとおり集落支援員の候補者を選考したので推薦します。

記

○推薦する者

フリガナ	
氏 名	(男・女)
生年月日	年 月 日生 (満 歳)
住 所	〒 —
電話番号	— —
任用期間	年 月 日から 年 月 日

※添付書類 履歴書 (写)

就 任 承 諾 書

登米市集落支援員に就任することを承諾します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)



登米市長 様

年 月 日

(あて先) 登米市長

所在地
団体名
代表者氏名

⑨

月 次 業 務 報 告 書

登米市集落支援員設置業務委託月次業務 (年 月分) について、下記のとおり報告します。

記

項 目	内 容
事 業 名	年度登米市集落支援員設置業務委託
実施業務	
特 記 事 項	

※添付書類 資料、写真など

様式第 5 号

年 月 日

(あて先) 登米市長

住 所

団体名

代表者氏名

⑨

年度登米市集落支援員設置業務委託中止届出書

登米市集落支援員設置業務委託を中止するので、登米市集落支援員設置業務委託要領に基づき下記のとおり届け出ます。

記

中止の理由

年 月 日

(あて先) 登米市長

所在地
団体名
代表者氏名

⑨

完 了 報 告 書

登米市集落支援員設置業務委託が完了したので、下記のとおり報告します。
記

項 目	内 容
業務名	年度登米市集落支援員設置業務委託
実施業務	
完了年月日	年 月 日
特 記 事 項	

※添付書類 業務委託実施結果報告書 (様式第 7 号)

年 月 日

(あて先) 登米市長

住 所

団体名

代表者氏名

⑨

年度登米市集落支援員設置業務委託実施結果報告書

登米市集落支援員設置業務委託が完了したので、登米市集落支援員設置業務委託要領に基づき報告します。

※添付書類

登米市集落支援員設置業務委託実施結果報告書（別紙 3）

委託費収支決算（精算）報告書（別紙 4）

登米市集落支援員設置業務委託年間活動実績（別紙 5）

その他必要と認める書類

(別紙3)

実施年度

年度

登米市集落支援員設置業務委託実施結果報告書

1 団体名

団体名	
代表者	
住所	
電話番号	

2 実施基本方針の評価

3 業務実施体制

4 活動地域及び活動内容

活動地域	
活動期間	
主な活動内容	

5 集落支援員の活動状況及び成果等の情報発信の結果

(別紙4)

委託費収支決算（精算）報告書

団体名 _____

1 収入の部 (単位：円)

区 分	計画額	決算額	比較 (増減)
委託費			
合 計			

2 支出の部 (単位：円)

区 分	計画額	決算額	比較 (増減)
活動に要した経費			
(1) 給与			
給料			
賞与			
通勤手当			
時間外手当			
社会保険料等			
(健康診断料：事業所負担分含み)			
(2) 借上料			
車両リース			
P C リース			
小計 (1) + (2)			
(3) 租税公課 (消費税相当)			
合 計			

(別紙5)

登米市集落支援員設置業務委託年間活動実績

団体名

区分	活動内容
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

様式第 8 号

年 月 日

コミュニティ推進協議会長 様

登米市長

⑤

年度登米市集落支援員設置業務委託確定通知書

年度登米市集落支援員設置業務委託料について、次のとおり確定したので
登米市集落支援員設置業務委託要領に基づき通知します。

1 年 度 年度

2 業務委託料確定額 円

(3) 記載例

様式第1号

令和●年●●月●●日

(あて先) 登米市長

住 所 登米市●●町●●字●●番地
団体名 ●●コミュニティ推進協議会
代表者氏名 会長 ●● ●● ⑩

令和●年度登米市集落支援員設置業務委託実施(変更)計画書

登米市集落支援員設置業務委託を実施(変更)したいので、登米市集落支援員設置業務委託要領に基づき提出します。

※支援員が都合により退職し、新たに支援員を選考して業務委託を継続する場合には、その旨を記載します。

(変更の理由) 集落支援員が令和●年●月●●日付で退職し、
新たな候補者の募集を行うため

○今後の予定

募集の期間 令和●年●月●●日～●●月●●日
候補者決定 令和●年●月●●日頃
活動再開日 令和●年●月●日～

※添付書類

登米市集落支援員設置業務委託実施(変更)計画書(別紙1)
委託費収支計画(変更)書(別紙2)

(別紙 1)

実施年度 令和●年度

登米市集落支援員設置業務委託実施（変更）計画書

1 団体名等

団体名	●●コミュニティ推進協議会
代表者	会長 ●● ●●
住所	登米市●●町●●字●●番地
電話番号	●●●●－●●－●●●●

当該団体の組織規約（代表者、目的、構成など）を添付すること。

2 実施基本方針

地域づくり計画に掲げた事業の実践により地域の特色を生かした地域活性化に向けた取り組みを推進します。

3 実施体制

別添組織規約に掲げる組織体制により地域づくり活動を実践します。

4 活動地域及び活動内容

活動地域	登米市●●地区
活動期間	令和●年4月1日から令和●年3月31日まで
主な活動内容等	地域づくり計画に掲げた地域づくり活動の実践事業 (別添計画書のとおり)

5 集落支援員の活動状況や成果等の情報発信方法

- 地域等の巡回により、地域が抱える課題等の掘り起こしを行う。
- コミュニティだより等を活用した情報発信により活動状況を周知する。

(別紙2)

委託費収支計画(変更)書

団体名 **●●コミュニティ推進協議会**

1 収入の部 (単位: 円)

区 分	計画額	備考
委託費	3,662,000	
合 計	3,662,000	

2 支出の部 (単位: 円)

区 分	計画額	備考
活動に要する経費		
(1) 給与	3,162,000	
給料	2,076,000	
賞与	519,000	
通勤手当	50,400	
時間外手当	103,800	
社会保険料等	412,800	
(健康診断料: 事業所負担分含み)		
(2) 借上料	350,000	
車両リース	311,000	
P C リース	39,000	
(3) 租税公課 (消費税相当)	150,000	
合 計	3,662,000	

消費税として納付する
見込み額を記載願います。

様式第2号

令和●年●●月●●日

(あて先) 登米市長

住 所 登米市●●町●●字●●番地
 団体名 ●●コミュニティ推進協議会
 代表者氏名 会長 ●● ●● ⑩

推 薦 報 告 書

登米市集落支援員設置業務委託要領に基づき、下記のとおり集落支援員の候補者を選考したので推薦します。

記

○推薦する者

フリガナ	トメ タロウ
氏 名	登米 太郎 (☐ 男・女)
生年月日	昭和47年 8月18日生 (満●歳)
住 所	〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江●丁目●-●
電話番号	0220-●●-●●●●
任用期間	令和●年4月1日から令和●年3月31日

※添付書類 履歴書(写)

履歴書は新たに推薦する場合のみ、提出願います。

様式第 3 号

就 任 承 諾 書

登米市集落支援員に就任することを承諾します。

令和●年●月●●日

(住所) 登米市●●町●●字●●番地

(氏名) ●● ●● ⑩

登米市長 様

様式第4号

★注意事項

あくまで月次報告書は集落支援員が同月にどのような業務を行ったのかを記載するものです。

地域づくり事業をすべて記載するものではありませんので、ご注意ください。

●年●●月●●日

(あて先) 登米市長

住 所 登米市●●町●●字●●番地

団体名 ●●コミュニティ推進協議会

代表者氏名 会長 ●● ●● 印

月 次 業 務 報 告 書

受託団体の代表者の押印が必要となります。

登米市集落支援員設置業務委託月次業務(令和●年●月分)について、下記のとおり報告します。

記

項 目	内 容
事 業 名	令和●年度登米市集落支援員設置業務委託
実施業務	【実施した事業】 ■コミュニティ大運動会(参加者:●●名) 日時:令和●年●月●日(日) 場所:●●小学校校庭 概要:<u>事業内容や実施した際の様子、従事した内容、参加者の声などについて記載してください</u> 所感:<u>事業を実施した上での反省点や次回に向けての改善点について記載してください</u> ■その他 ・会議開催通知発送作業(●月●日) ・会議資料の作成(●月●日) ・防災訓練実施に係る打合せ(●月●日 参加者●●名) 【参加した事業】 ■●●研修会(とめ市民活動プラザ主催) 日時:令和●年●月●日(日) 場所:●●小学校校庭 概要:<u>研修内容等について記載してください</u> 所感:<u>例えば研修に参加し、どのようなことを学んだのか、どのように活かしていくか等を記載してください</u> ■男の料理教室(公民館事業) 【その他の業務】 ・●●事業実施に係るホームページ更新作業(●月●日) ・コミュニティだより作成作業(●月●日～●日)
特 記 事 項	

※添付書類 資料、写真など

様式第 5 号

令和●年●●月●●日

(あて先) 登米市長

住 所 登米市●●町●●字●●番地
団体名 ●●コミュニティ推進協議会
代表者氏名 会長 ●● ●● 印

令和●年度登米市集落支援員設置業務委託中止届出書

登米市集落支援員設置業務委託を中止するので、登米市集落支援員設置業務委託要領に基づき下記のとおり届け出ます。

記

中止の理由 令和●年●●月●●日付けて、集落支援員が退職し
事業の継続が困難であるため

令和●年●●月●●日

(あて先) 登米市長

住 所 登米市●●町●●字●●番地
 団体名 ●●コミュニティ推進協議会
 代表者氏名 会長 ●● ●● 印

完 了 報 告 書

令和●年度登米市集落支援員設置業務委託が完了したので、下記のとおり報告します。

記

項 目	内 容
業務名	令和●年度登米市集落支援員設置業務
実施業務	1 コミュニティ大運動会業務 2 防災訓練合同開催に係る学校との調整業務 3 ○○環境整備業務 4 情報発信業務 5 文化・歴史継承事業業務 6 子ども見守り隊実施事業業務 7 ふれあい事業業務
完了年月日	令和●年 3月31日
特記事項	

※添付書類

業務委託実施結果報告書(様式第 7 号)

様式第 7 号

令和●年●●月●●日

(あて先) 登米市長

住 所 登米市●●町●●字●●番地
団体名 ●●コミュニティ推進協議会
代表者氏名 会長 ●● ●● 印

令和●年度登米市集落支援員設置業務委託実施結果報告書

登米市集落支援員設置業務委託が完了したので、登米市集落支援員設置業務委託要領に基づき報告します。

※添付書類

登米市集落支援員設置業務委託実施結果報告書（別紙 3）
委託費収支決算（精算）報告書（別紙 4）
登米市集落支援員設置業務委託年間活動実績（別紙 5）
その他必要と認める書類

(別紙3)

実施年度 令和●年度

登米市集落支援員設置業務委託実施結果報告書

1 団体名

団体名	●●コミュニティ推進協議会
代表者	会長 ●● ●●
住所	登米市●●町●●字●●番地
電話番号	●●●●-●●-●●●●

2 実施基本方針の評価

地域づくり計画に掲げた事業の実践により、地域の特色を生かした地域活性化に向けた取り組みを推進し、地域内の人間関係の希薄化の解消や一人暮らしの高齢者への対応を実施することができ、魅力ある地域づくりの実践が展開された。

3 業務実施体制

別添組織規約に掲げる組織体制により地域づくり活動を実践することができた。

NPOや学校など様々な団体との連携のよる実施体制を確立することができた。

4 活動地域及び活動内容

活動地域	登米市●●町●●地区
活動期間	契約締結の日から令和●年3月31日まで
主な活動内容等	○地域づくり計画の実践 1 コミュニティ大運動会 2 防災訓練合同開催に係る学校との調整 3 ●●環境整備 4 情報発信 5 文化・歴史継承事業 6 子ども見守り隊実施事業 7 ふれあい事業

5 集落支援員の活動状況及び成果等の情報発信の結果

○地域から要望のあった●●事業を実施し、計画立案から事業実施までを地域住民とともに行うことで、満足度の高い事業を実施することができた。

○ホームページやコミュニティだよりを通じ、地域づくり活動等の情報発信を行うことで地域住民に活動内容を周知することができた。

(別紙4)

委託費収支決算（精算）報告書

団体名 **●●コミュニティ推進協議会**

1 収入の部

(単位：円)

区 分	計画額	決算額	比較 (増減)
委託費	3,662,000	3,662,000	0
合 計	3,662,000	3,662,000	0

2 支出の部

(単位：円)

区 分	計画額	決算額	比較 (増減)
活動に要した経費			
(1) 給与	3,162,000	3,141,900	▲20,100
給料	2,076,000	2,076,000	0
賞与	519,000	519,000	0
通勤手当	50,400	50,400	0
時間外手当	103,800	88,500	▲15,300
社会保険料等 (健康診断料:事業所負担分含み)	412,800	408,000	▲4,800
(2) 借上料	350,000	349,200	▲800
車両リース	311,000	310,500	▲500
PCリース	39,000	38,700	▲300
小計 (1) + (2)	3,512,000	3,491,100	▲20,900
(3) 租税公課 (消費税相当)	150,000	148,000	▲2,000
合 計	3,662,000	3,639,100	▲22,900

消費税として納付する見込額
を記載し精算します。

(別紙5)

登米市集落支援員設置業務委託年間活動実績

団体名 **●●コミュニティ推進協議会**

区 分	活動内容
令和●年4月	・ 第●回地域づくり実行委員会の開催
令和●年5月	・ コミュニティ運動会実施 ・ 第●回地域づくり実行委員会の開催
令和●年6月	・ 防災訓練合同開催に係る学校との調整 ・ 地域調査（危険個所の確認）
令和●年7月	・ 情報発信業務 ・ 第●回地域づくり実行委員会の開催
令和●年8月	・ ●●ブランド確立事業 ・ 子ども見守り隊実施事業業務
令和●年9月	・ 青空市開催 ・ 地域調査（地域資源）
令和●年10月	・ ●●文化祭開催 ・ 第●回地域づくり実行委員会の開催
令和●年11月	・ ふれあい事業業務 ・ ●●環境整備業務
令和●年12月	・ 第●回地域づくり実行委員会の開催 ・ 移動研修会実施（●日～●日）
令和●年1月	・ 文化・歴史継承事業 ・ 新年交歓会実施
令和●年2月	・ 一人暮らし老人支援事業調査 ・ 研修会参加（●日～●日）
令和●年3月	・ 第●回地域づくり実行委員会の開催

月次報告の内容を基本に、主だった取り組みについて記載して下さい。

6 質疑応答集

問 1 集落支援員は、地域の中から任用しなければいけないか。

回答 地域づくり活動に携わる者であることから地域の実情に詳しい方が理想ですが、組織の実情に応じて選考・任用が可能です。

問 2 人材をコミュニティ組織で任用することとなるが、市が委嘱状を交付する理由はあるのか。業務指示は、コミュニティ組織事務局で直接できるか。

回答 地域の特性を生かした地域づくりの実践のための人的支援であり、総務省の集落支援員制度を活用した取組であることから登米市からの委嘱状の交付が必要です。今後においても、市とコミュニティ組織が連携して地域づくり活動を推進することが必要であると考えております。
また、コミュニティ組織からの推薦により、市から委嘱状を交付しますが任用はコミュニティ組織で行うことから、身分はコミュニティ組織事務局職員であり、業務指示及び労務管理はコミュニティ組織で行います。

問 3 集落支援員として必ず行わなければならない業務は。

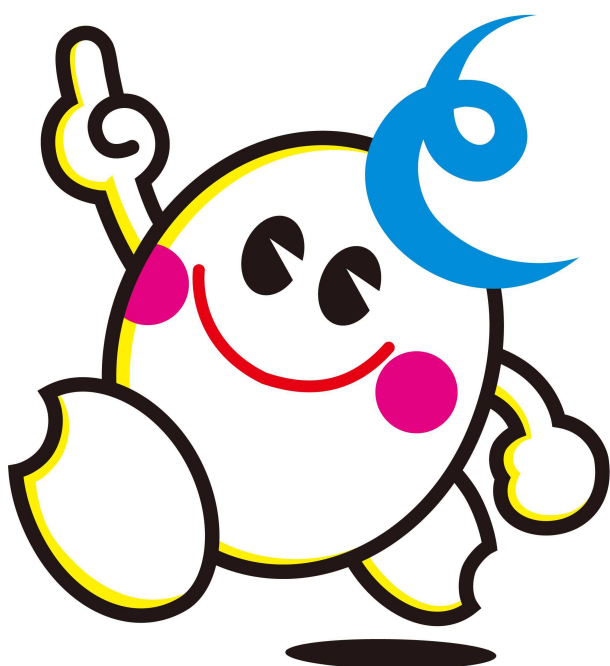
回答 地域資源や地域の特性を生かした地域づくり活動に係る支援を担っていただくものです。地域資源や地域課題の把握及び課題解決に向けた話合いの促進業務を確実に行うものとします。
なお、地域づくり活動は、既存の公民館等事業と密接に関係することから実情に応じて弾力的な運用を可能とします。

問 4 単年度毎の任用となるが、同じ人材を継続して任用することは可能か。

回答 支援員候補者の選考及び任用はコミュニティ組織で行っていただくことから、地域づくり活動に意欲をもって取り組むと認められる方であれば所定の手続きを得て、継続雇用も可能です。
ただし、業務委託契約は、単年度毎となりますので注意が必要です。

問 5 集落支援員の人件費について、60歳を超えた場合、前年加算分及び昇給がなくなって、基本給のみの支給になるのか。実績によって変えられる事はあるか。

回答 採用時の年齢が60歳以上の場合、前歴加算や昇給の適用はなく給料月額は154,600円となります。60歳に到達する前に採用され、継続雇用によって60歳を過ぎた場合については、これまで加算されていた前歴加算及び昇給分はそのまま適用されます。



《協働キャラクターとめ丸とは？》

協働キャラクターとめ丸は、市が重点施策に掲げている協働のまちづくりのキャラクターデザインを選考するため、県の青少年育成推進事業「M・Y-Dream（マイドリーム）」の登米地区2期生が企画・公募し、県内外248点の応募作品の中から採用されたものです。

とめ丸は、神奈川県平塚市在住の小澤良明さんのデザインで、北上川の流れ・水の里をイメージした“と”の字のヘアスタイルとひとめぼれのお米の体・足で“登米”を表しています。

協働の「みんなで一緒になって1つものをつくる」というモットーを、指を一本上げたポーズで表し、いつも元気いっぱいなキャラクターです。

なお、とめ丸は市に譲渡され、市では協働のシンボルとして広く活用をしていきます。

登米市まちづくり推進部市民協働課

〒987-0595

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

TEL 0220-22-2173

FAX 0220-22-9164

E-mail shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp

